

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 4739 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 5月30日 木曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 グリーン投資減税

Q：グリーン投資減税が平成25年4月1日から対象設備が追加されたそうですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

グリーン投資減税は、平成23年度の税制改正で創設された制度ですが、平成25年度の税制改正では、対象設備が追加等され、適用期間が延長されました。

- ・即時償却の対象設備に熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備のうち発電効率及び廃熱回収効率の合計値が72%以上（発電出力19Kw未満のものにあっては80%以上のものその他一定のもの）が追加されました。
- ・30%特別償却（中小企業者等は7%税額控除との選択適用が可能）の対象設備に中小水力発電設備、高断熱窓設備、高効率空気調和機、高効率照明、定置用蓄電設備等が追加されました。

LED照明を含む高効率照明設備については、既存建物の階層ごとにその階層の共用部分及び専有部分の天井及び壁に設置された照明器具の台数の90%以上の数をその階層に同時に設置する場合又は新築した建物の階層ごとにその階層の共用部分及び専有部分の天井及び壁に設置する照明器具の台数の90%以上の数をその階層に同時に導入する場合のその照明装置に限るとされました。

- ・国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等したものは対象外となりました。

